

## 履歴事項全部証明書

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル6階  
J-STAR株式会社

会社法人等番号	0100-01-126841	
商号	J-STAR株式会社	
本店	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号新有楽町ビル2階	平成24年 3月 5日移転
		平成24年 3月 6日登記
	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル6階	令和 1年 9月30日移転
		令和 1年 9月30日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成18年2月16日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>プライベート・エクイティ・ファンド（未公開株式を取得して、株式公開や第三者に売却をすることで、キャピタルゲインを獲得することを目的としたファンド）の運営管理</u></li> <li>2. <u>金銭の貸付け、各種債権の売買、立替、債務の保証・引受け及びその他金融業務</u></li> <li>3. <u>自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業</u></li> <li>4. <u>投資助言業務</u></li> <li>5. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">平成27年11月17日変更      平成27年11月26日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プライベート・エクイティ・ファンド（未公開株式を取得して、株式公開や第三者に売却をすることで、キャピタルゲインを獲得することを目的としたファンド）の運営管理</li> <li>2. 金銭の貸付け、各種債権の売買、立替、債務の保証・引受け及びその他金融業務</li> <li>3. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業</li> <li>4. 投資助言業務</li> <li>5. プライベート・エクイティ・ファンド（海外の法令に基づき組成された、これと類似する投資主体を含む）の運営に関連する管理業務の受託</li> <li>6. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成29年 2月15日変更      平成29年 2月16日登記</p>	
発行可能株式総数	1402株	平成21年10月29日変更
		平成21年12月 2日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 602株 各種の株式の数 普通株式 600株 A種議決権付優先株式 0株 B種優先株式 2株	平成21年11月29日変更 ----- 平成21年12月 2日登記
	発行済株式の総数 600株 各種の株式の数 普通株式 600株 A種議決権付優先株式 0株 B種優先株式 0株	平成30年10月10日変更 ----- 平成30年10月18日登記
	発行済株式の総数 600株	平成30年10月10日変更 ----- 平成30年10月18日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金5000万2円	平成21年11月29日変更 ----- 平成21年12月 2日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	<p>普通株式 1000株 A種議決権付優先株式 400株 B種優先株式 2株</p> <p>当会社の発行するA種議決権付優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. (優先配当金)</p> <p>(1) 毎年12月31日現在のA種議決権付優先株式を保有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種議決権付優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、1株につき会社法第461条第1項第8号に定める金額を発行済A種優先株式の株式数で除した金額を上限として当会社株主総会において、全ての株主出席の上、総議決権の3分の2以上の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において次項にて定める優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払は当該優先中間配当金を控除した額による。</p> <p>(2) ある営業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払われる剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度に累積しないものとする。</p> <p>(3) さらに、A種優先株主は、普通株主が剰余金の配当を受ける場合には、株主総会の決議に基づき、かかる優先配当に加えて、普通株主と1株あたり同額の剰余金の配当の支払いを受ける権利も有するものとする。</p> <p>2. (優先中間配当金)</p> <p>中間配当を行うときは、毎年6月30日現在のA種優先株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株について優先配当金の2分の1に相当する額を限度として、株主総会に</p>	

	<p>おける、全ての株主出席の上での総議決権の3分の2以上の決議および取締役会の決議で定める金額（以下、「優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>3. (議決権) A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。</p> <p>4. (取得条項) 当会社の株主総会において、全株主出席の上、総議決権の3分の2以上にてA種議決権付優先株式の取得を承認決議した場合には、当該株主総会が定める一定期間の満了時をもって、本会社はA種議決権付優先株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付することができる。</p> <p>(1) 取得により交付すべき普通株式数 取得により交付すべき当会社の普通株式数は以下のとおりとする。以下の計算式における交付価額は、次項にて定められる交付価額に等しいものとする。</p> $\text{取得により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{取得されるA種議決権付優先株式の発行価額総額}}{\text{交付価額}}$ <p>発行株式数の算出に当たって1株未満の端数株が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 当初の交付価額 A種議決権つき優先株式の当初の交付価額は、5万円とする。</p> <p>(3) 交付価額の調整 ① A種議決権付優先株式発行後、次の(i)乃至(iv)のいずれかに該当する場合には、交付価額を次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整する。</p> $\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数}}{\text{1株当たり発行価額}}}{\text{調整前交付価額}}$ <p>交付価額 交付価額 既発行普通株式数+新規発行普通株式数</p> <p>(i) 調整前交付価額を下回る発行価額（当社が保有する当社株式を処分する場合の処分価額を含む。以下同じ。）をもって普通株式を発行（当社が保有する当社株式を処分する場合を含む。以下同じ。）する場合、調整後の交付価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の交付価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の交付価額は、当該配当可能剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(iii) 調整前交付価額を下回る価額をもって普通株式への新株予約権又は取得請求権を行使できる証券を発行する場合、調整後の交付価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全部が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降に</p>
--	---

これを適用する。

(iv) 株式の分割により普通株式への取得請求権を行使できる株式を発行する場合、調整後の交付価額は、株式の分割のための株主割当日の終わりに、発行される株式の全部について取得請求権の行使がされたものとみなし、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

②前号(i)乃至(iv)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少、株式の併合又は普通株式への取得請求権のない議決付株式の発行等により交付価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する交付価額により変更される。

③交付価額調整式に使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する前日において有効な交付価額とする。

④交付価額調整式に使用する既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社が有する当社普通株式数を控除した株式数とし、当社が発行している普通株式への新株予約権又は取得請求権を行使できる証券については、調整後交付価額を適用する前日の終わりに、当該証券の全額について取得請求権が行使されたものとみなして計算する。

⑤交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。但し、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

#### 5. (配当起算日)

前項に従ってA種議決権付優先株式の取得により交付された当社普通株式に対する最初の剰余金の配当又は中間配当金については、A種議決権付優先株式の取得が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとしてこれを支払う。

当社の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。

#### 1. (優先配当)

##### (1) 期末配当の基準日

毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を保有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

##### (2) 中間配当の基準日

毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(中間配当)をすることができる。

##### (3) 期末配当以外の期中における優先配当の基準日

当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて金銭による剰余金の配当をすることができる。

##### (4) 優先配当

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、株主総会において、すべての株主の出席を要し、総株主の議決権の3分の2以上の決議で定める額の剰余

	<p>金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。本募集株式の発行の効力発生後においては、B種優先株主の剰余金の配当を受ける権利内容は、会社法第109条第2項の規定により、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名</th> <th>剰余金の配当を受ける権利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. I. Capital Japan II (Cayman) L. P.</td> <td>本号第一文に基づいて決定されるB種優先株式に対する優先配当金総額に9分の5を乗じて得た額を配当金とする。</td> </tr> <tr> <td>ARIA Co. Pty Ltd. as Trustee for PSS CSS Investments Trust</td> <td>本号第一文に基づいて決定されるB種優先株式に対する優先配当金総額に9分の4を乗じて得た額を配当金とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 非累積条項 ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払われる剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しないものとする。</p> <p>(6) 非参加条項 B種優先株主に対し、第4項の優先配当を超えて配当を行わない。</p> <p>2. (議決権) B種優先株式は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>3. (取得条項) 当社は、当社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合の解散事由が生じた場合に、B種優先株式を、取締役会の決議に基づき、B種優先株式1株につき、1円の金銭を支払うことと引き換えに、B種優先株主またはB種優先株式の登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。</p> <p>4. (株式の併合又は分割等) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p> <p>5. (その他の内容) 本定款に別段の定めがある場合のほか、B種優先株式に関するその他の全ての内容は、普通株式と同様とする。</p> <p>平成21年10月29日変更 平成21年12月 2日登記</p>	株主名	剰余金の配当を受ける権利	A. I. Capital Japan II (Cayman) L. P.	本号第一文に基づいて決定されるB種優先株式に対する優先配当金総額に9分の5を乗じて得た額を配当金とする。	ARIA Co. Pty Ltd. as Trustee for PSS CSS Investments Trust	本号第一文に基づいて決定されるB種優先株式に対する優先配当金総額に9分の4を乗じて得た額を配当金とする。
株主名	剰余金の配当を受ける権利						
A. I. Capital Japan II (Cayman) L. P.	本号第一文に基づいて決定されるB種優先株式に対する優先配当金総額に9分の5を乗じて得た額を配当金とする。						
ARIA Co. Pty Ltd. as Trustee for PSS CSS Investments Trust	本号第一文に基づいて決定されるB種優先株式に対する優先配当金総額に9分の4を乗じて得た額を配当金とする。						
	<p>平成30年10月10日廃止 平成30年10月18日登記</p>						
<p>株式の譲渡制限に関する規定</p>	<p>当社の株式の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。</p>						

役員に関する事項	取締役 <u>原 禄 郎</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 2日登記
	取締役 <u>原 禄 郎</u>	平成29年 3月23日重任
		平成29年 6月14日登記
	取締役 <u>原 禄 郎</u>	平成31年 3月25日重任
		平成31年 4月10日登記
	取締役 <u>原 田 健 一</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 2日登記
	取締役 <u>原 田 健 一</u>	平成29年 3月23日重任
		平成29年 6月14日登記
	取締役 <u>原 田 健 一</u>	平成31年 3月25日重任
		平成31年 4月10日登記
	取締役 <u>櫻 井 秀 秋</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 2日登記
	取締役 <u>櫻 井 秀 秋</u>	平成29年 3月23日重任
平成29年 6月14日登記		
取締役 <u>櫻 井 秀 秋</u>	平成31年 3月25日重任	
	平成31年 4月10日登記	
神奈川県横浜市中区山元町五丁目210番地 代表取締役 <u>原 禄 郎</u>	平成27年 3月26日重任	
	平成27年 4月 2日登記	
神奈川県横浜市中区山元町五丁目210番地 代表取締役 <u>原 禄 郎</u>	平成29年 3月23日重任	
	平成29年 6月14日登記	
神奈川県横浜市中区山元町五丁目210番地 代表取締役 <u>原 禄 郎</u>	平成31年 3月25日重任	
	平成31年 4月10日登記	

	監査役 中 村 渡	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 2日登記
	監査役 中 村 渡	平成31年 3月25日重任
		平成31年 4月10日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成31年 4月10日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成21年7月28日東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス20階から本店移転	平成21年 8月 4日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 元年11月 5日

京都地方法務局  
登記官

丸 岡 達 夫

